3. 大気汚染常時監視測定結果

令和4年度の測定結果を、主に環境基準と比較して述べる。

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素については測定時間数が年間 6,000 時間以上、微小粒子状物質については有効測定日数が年間 250 日以上の測定を行った測定局を有効測定局といい、これに該当しなかった測定局は環境基準の長期的評価の対象とされていない。

令和4年度は、すべての項目において全測定局が有効測定局となった。

(1) 二酸化硫黄

硫黄酸化物の大気汚染は、工場、事業所、住宅排出ガスなどの固定発生源およびディーゼル車、船舶などの移動発生源がその対象となっている。

令和4年度は、一般環境大気測定局4局と自動車排出ガス測定局1局で二酸化硫黄を測定した。全5局が有効測定局であり、次表のとおり全測定局で環境基準を達成した。

大気汚染物質の経年変化は、年平均値で評価するのが普通である。最近 10 年間の経年変化 (年平均値) をみると、ここ数年は横ばい傾向にある。

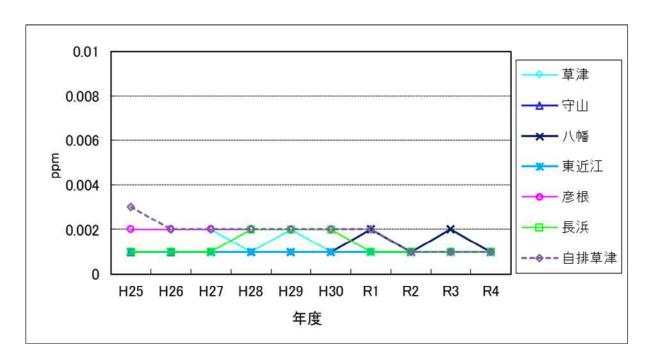
1) 二酸化硫黄(SO₂)の年間値

(令和4年度)

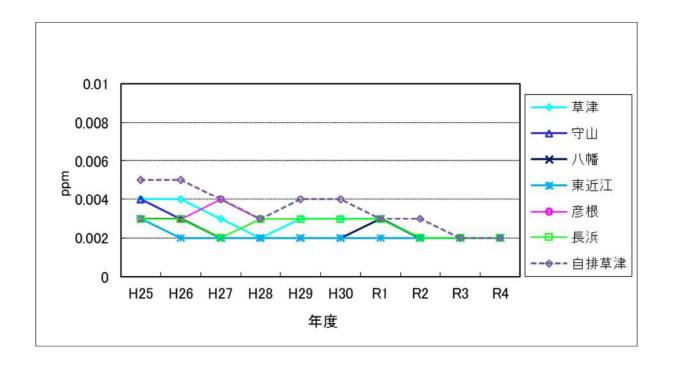
測定局	有効測 定日数	測定 時間	年平均値	1時間 0.1 pl 超えた! とその	時間数	0.04 p	^{匀値が} ppmを 日数と 割合	1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04 ppmを 超えた日が 2日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価に よる日平均値が 0.04 ppmを 超えた日数
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×無〇	日
草津	359	8542	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.002	0	0
八幡	335	8002	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	0	0
東近江	318	7679	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	0	0
長浜	363	8655	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	0	0
自排草津	363	8586	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	0	0

注)「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04 ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.04 ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続した延べ日数のうち、 2 %除外該当日に入っている日数については除外しない。

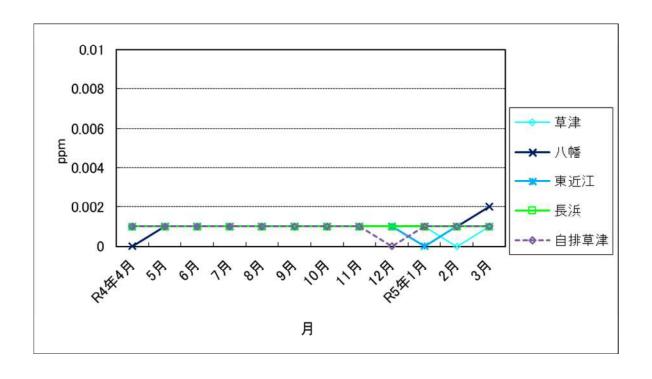
2) 二酸化硫黄(SO₂)の年平均値の経年変化(過去10年)



3) 二酸化硫黄(SO₂)の日平均値の2%除外値の経年変化(過去10年)



4) 二酸化硫黄(SO₂)の月平均値(経月変化)



(2) 浮游粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質 (PM) のうち、10 μm (0.01 mm) 以下のものをいう。粒子状物質は、石炭・石油系燃料、廃棄物処理などにおける燃焼から排出されるもの、生産過程からの発じん、自動車走行にともなう道路ダストの舞い上がり等の人為的要因によるものと、土壌の舞い上がり、海洋等の自然的要因により発生するものとがある。令和4年度は、一般環境大気測定局6局と自動車排出ガス測定局1局で浮遊粒子状物質を測定した。全7局が有効測定局であり、次表のとおり全測定局で環境基準を達成した。最近10年間の経年変化(年平均値)をみると、長期的に減少傾向にある。

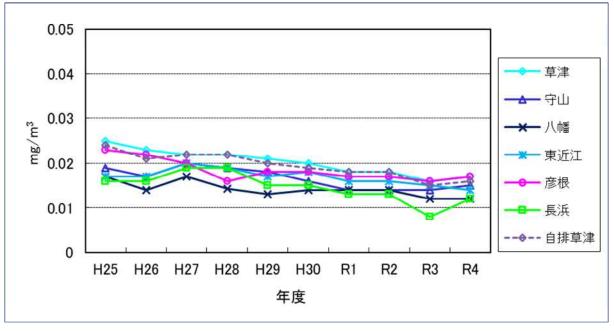
1) 浮遊粒子状物質(SPM)の年間値

(令和4年度)

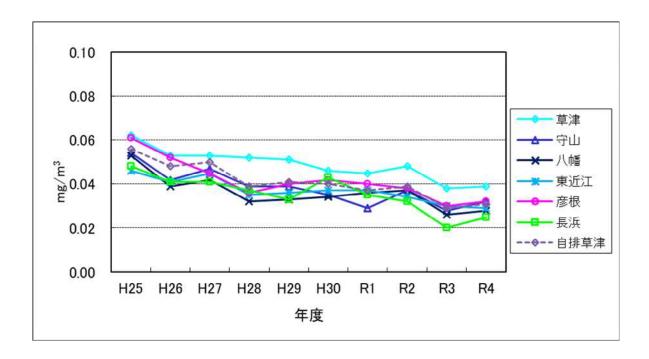
測定局	有効測定 日数	測定 時間	年平均値	1時間(0.20 mg/ 超えた時 とその割	m³を 間数	日平均 0.10 mg 超えた とその	g/m³を こ日数	1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m³を 超えた日が 2日以上 連続したことの 有無	環境基準の 長期的評価に よる日平均値が 0.10 mg/m ³ を 超えた日数
	日	時間	mg/m^3	時間	%	日	%	mg/m^3	mg/m^3	有×無〇	日
草津	363	8664	0.017	0	0.0	0	0.0	0.110	0.039	0	0
守山	363	8670	0.015	0	0.0	0	0.0	0.091	0.032	0	0
八幡	354	8563	0.012	0	0.0	0	0.0	0.069	0.028	0	0
東近江	279	6716	0.014	0	0.0	0	0.0	0.080	0.029	0	0
彦根	362	8655	0.017	0	0.0	0	0.0	0.079	0.032	0	0
長浜	332	7919	0.012	0	0.0	0	0.0	0.049	0.025	0	0
自排草津	360	8626	0.016	0	0.0	0	0.0	0.080	0.031	0	0

注)「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10 mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数については除外しない。

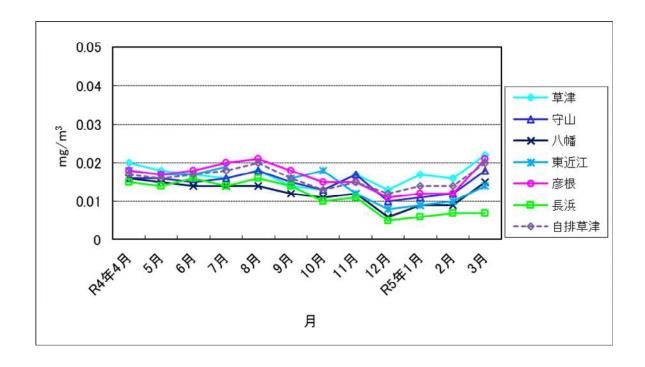
2) 浮遊粒子状物質(SPM)の年平均値の経年変化(過去 10 年)



3) 浮遊粒子状物質(SPM)の日平均値の2%除外値の経年変化(過去10年)



4) 浮遊粒子状物質(SPM)の月平均値(経月変化)



(3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、オゾン(0_3)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)などの酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物(NOx)と炭化水素(HC)が太陽の紫外線を受けて、光化学反応をした結果生成する。

平成8年(1996年)10月に、大気汚染防止法施行規則が改正され、従来の湿式測定法(中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法)に加えて、新たに紫外線吸収法又は化学発光法の乾式測定法が追加された。

測定結果は、光化学反応の行われる昼間の時間(5時から20時まで)について示した。

ア)環境基準との比較

オキシダントの環境基準の評価方法では、0.06 ppm を超えた測定値が1時間でもあれば非達成となる。令和4年度、各測定局において0.06 ppm を超えた時間数は、昼間測定時間数に対し4.3%(甲賀局)~6.4%(草津局)の範囲であり、環境基準は全局非達成であった。

イ) 光化学スモッグ注意報の発令状況

本県においては、大気汚染防止法第23条の規定に基づく緊急時の措置に関して、「滋賀県 光化学スモッグ対策実施要綱」により、光化学スモッグ注意報等の発令基準など必要な事 項を定めている。令和4年度は、光化学スモッグ注意報の発令はなかった。

ウ) 経年変化

昼間の1時間値の年平均値において、最近 10 年間の経年変化をみると、概ね横ばい傾向を示している。

エ)新指標による評価

従来の評価方法(1時間値が 0.06 ppm 以下であること)では、気象要因による年ごとの変動が大きいことから、新たな指標(新指標)での評価方法も導入されている。新指標では、1日における8時間平均値の最高値のうち、年間上位1% を除いた値の、3年平均で評価する。新指標によると、長期的な動きとしては若干の変動はあるものの、近年はわずかに減少傾向を示している。

1) オキシダント(0x)の年間値

(令和4年度)

測定局	昼間測 定日数	昼間測定 時間	昼間の 1時間値 の 年平均値	昼間の18 0.06 ppm 日数と		昼間の1時間値が 0.12 ppm以上の 日数と時間数		昼間の 1時間値 の 最高値	昼間の 日最高 1時間値の 年平均値
	П	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
草津	365	5391	0.035	70	345	0	0	0.105	0.048
守山	365	5388	0.036	62	316	0	0	0.108	0.048
甲賀	365	5385	0.033	50	230	0	0	0.093	0.046
八幡	365	5353	0.035	61	269	0	0	0.104	0.047
東近江	365	5392	0.035	61	310	0	0	0.108	0.048
彦根	365	5393	0.036	55	303	0	0	0.111	0.048
長浜	365	5388	0.036	59	313	0	0	0.110	0.048
高島	365	5400	0.035	49	248	0	0	0.098	0.046
自排草津	365	5391	0.031	58	269	0	0	0.094	0.046

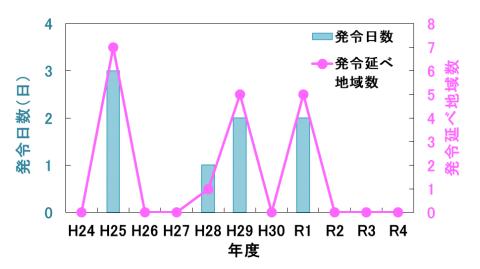
注) 昼間とは5時から20時までの時間帯を言う。従って、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

2) 光化学スモッグ注意報等発令基準

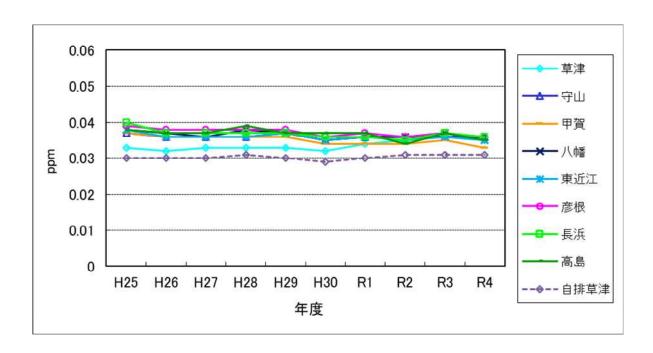
区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ	基準測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間値が 0.12 ppm 以上になり、気象条件
注意報	から見て、その濃度が継続すると認められるとき。
光化学スモッグ	基準測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間値が 0.24 ppm 以上になり、気象条件
警報	から見て、その濃度が継続すると認められるとき。
光化学スモッグ	基準測定点におけるオキシダント濃度の 1 時間値が 0.40 ppm 以上になり、気象条件
重大緊急警報	から見て、その濃度が継続すると認められるとき。

3) 光化学スモッグ注意報発令の年次推移(過去10年)

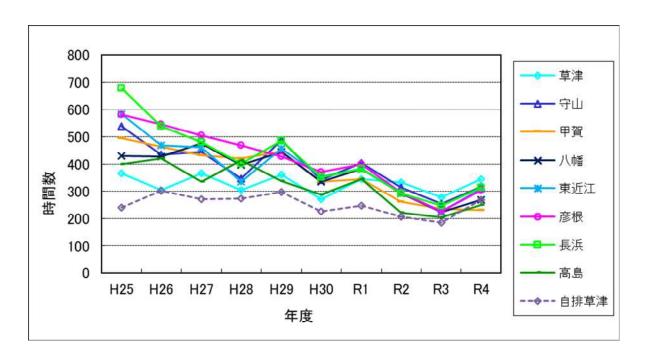
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発令日数	0	3	0	0	1	2	0	2	0	0	0
発令延べ 地域数	0	7	0	0	1	5	0	5	0	0	0



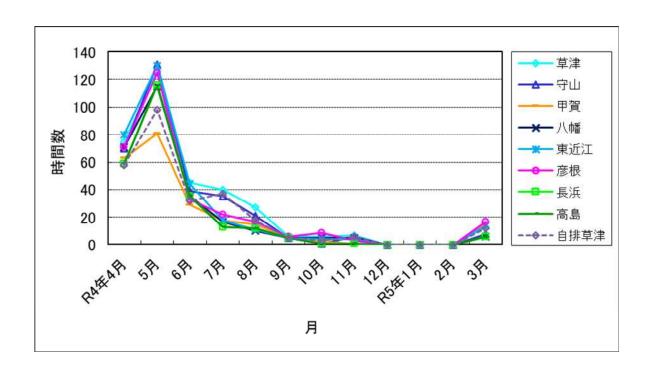
4) オキシダント(0x)の年平均値(昼間の1時間値)の経年変化(過去10年)



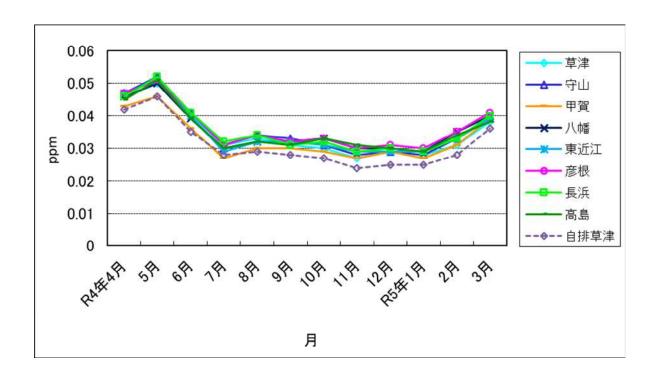
5) オキシダント(0x)の昼間の1時間値が0.06 ppm を超えた時間数(過去10年)



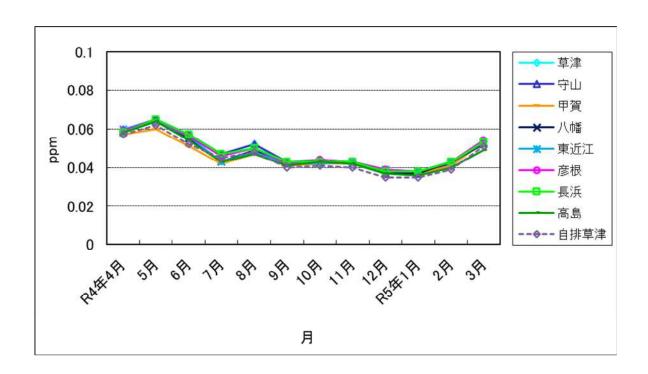
6) オキシダント(0x)の昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間数(経月変化)



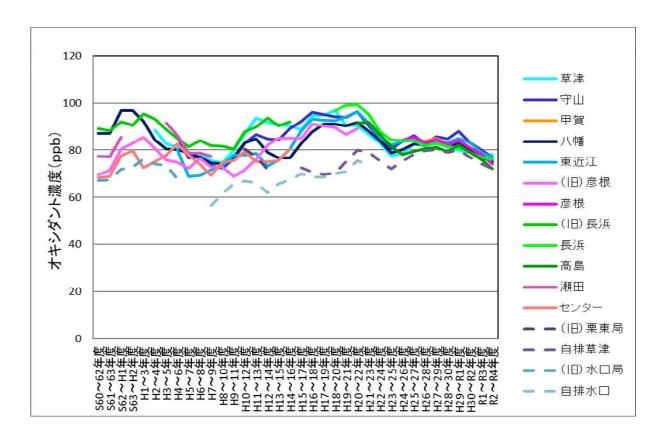
7) オキシダント(0x)の昼間の1時間値の月平均値(経月変化)



8) オキシダント(0x)の昼間の日最高1時間値の月平均値(経月変化)



9) 新指標による光化学オキシダントの経年変化



(4) 窒素酸化物

窒素酸化物は、発生源から大気中へは大部分が一酸化窒素の形で放出されるが、拡散の過程で酸化され、二酸化窒素に変化する。二酸化窒素は、一酸化窒素に比べて人体への影響が大きいので、現在の環境基準では二酸化窒素について定められている。

令和4年度は、一般環境大気測定局8局と自動車排出ガス測定局1局で窒素酸化物を測定した。全8局が有効測定局であり、次表のとおり全測定局で環境基準を達成した。

最近10年間の経年変化をみると、減少傾向が続いている。

1) 二酸化窒素(NO₂)の年間値

(令和4年度)

測定局	有効 測定 日数	測定時間	年平均 値	1時間値 の最高 値	1時間 0.2 p 超えた! とその	時間数	1時間 0.1 ppi 0.2 ppi の時 とその	n以下 間数	日平均 0.06 p 超えた とその	pmを E日数	日平均 0.04 pp 0.06 pp の日 その	m以上 m以下 数と	日平均値の 年間98%値	98%値評価に よる日平均値が 0.06 ppmを 超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	田	%	日	%	ppm	田
草津	363	8581	0.008	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
守山	363	8658	0.007	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
甲賀	362	8636	0.006	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
八幡	348	8303	0.005	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
東近江	363	8659	0.005	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
彦根	363	8599	0.005	0.036	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
長浜	363	8648	0.005	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.009	0
自排草津	363	8654	0.015	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0

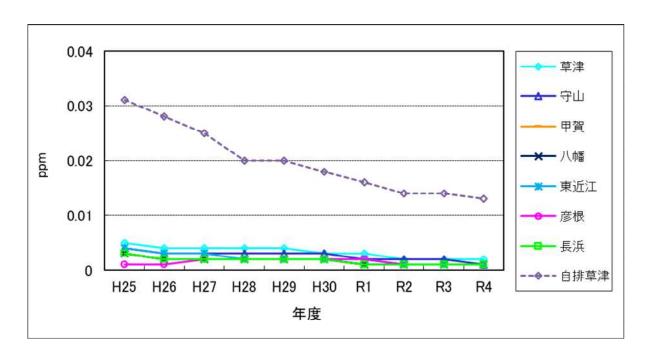
注) 「98%評価による日平均値が 0.06 ppm を超えた日数」とは、1年間のうち低い方から 98%の範囲にあってかつ、0.06 ppm を超えたものの日数。

2) 一酸化窒素(NO)・窒素酸化物(NO+NO₂)の年間値

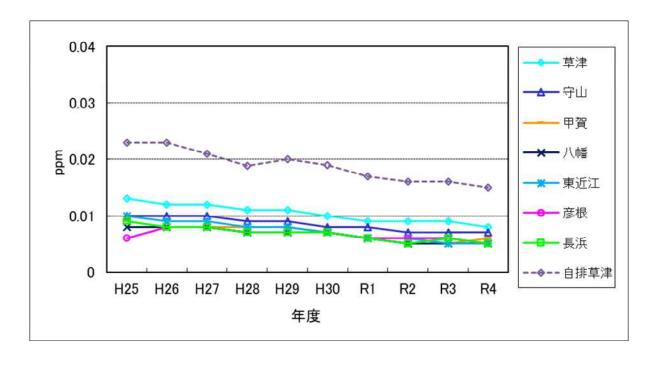
(令和4年度)

		_	·酸化窒素	(NO)		窒素酸化物(NO+NO ₂)							
測定値	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間98% 値	有効 測定 日数	測定 時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間98% 値	年平均値の NO ₂ / (NO+NO ₂)		
	日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	ppm	%		
草津	363	8581	0.002	0.080	0.010	363	8581	0.010	0.111	0.029	82.9		
守山	363	8658	0.001	0.052	0.006	363	8658	0.008	0.083	0.022	83.1		
甲賀	362	8636	0.001	0.042	0.003	362	8636	0.006	0.061	0.015	87.2		
八幡	348	8303	0.001	0.032	0.003	348	8303	0.006	0.047	0.015	83.8		
東近江	363	8659	0.001	0.038	0.003	363	8659	0.006	0.061	0.016	90.3		
彦根	363	8599	0.001	0.035	0.002	363	8599	0.006	0.058	0.015	87.9		
長浜	363	8648	0.001	0.031	0.003	363	8648	0.005	0.037	0.011	86.5		
自排草津	363	8654	0.013	0.157	0.037	363	8654	0.027	0.197	0.061	53.5		

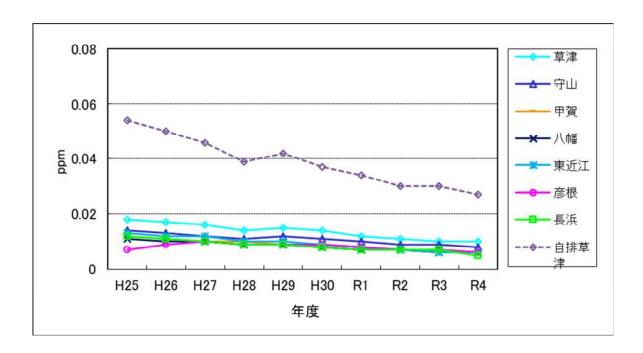
3) 一酸化窒素(NO)の年平均値の経年変化(過去 10年)



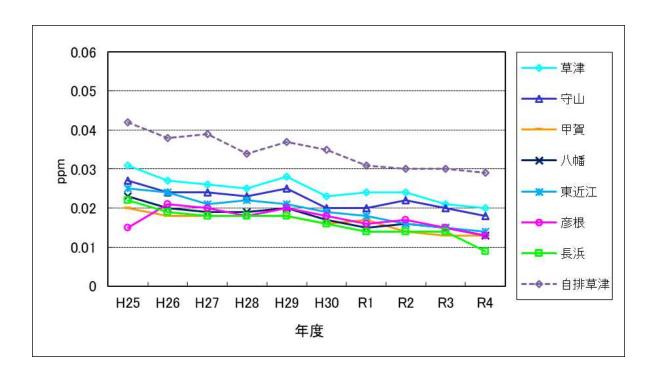
4) 二酸化窒素 (NO₂)の年平均値の経年変化(過去 10年)



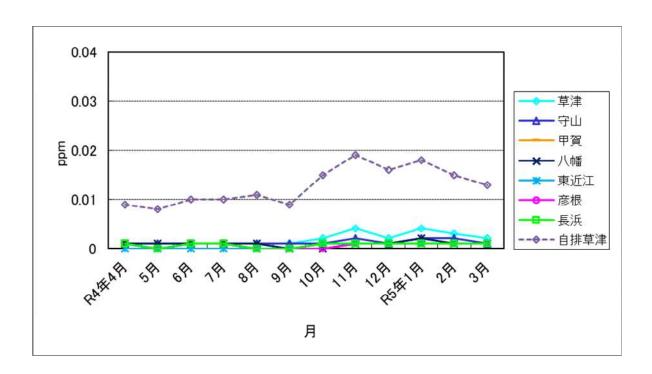
5) 窒素酸化物(NO+NO₂)の年平均値の経年変化(過去 10 年)



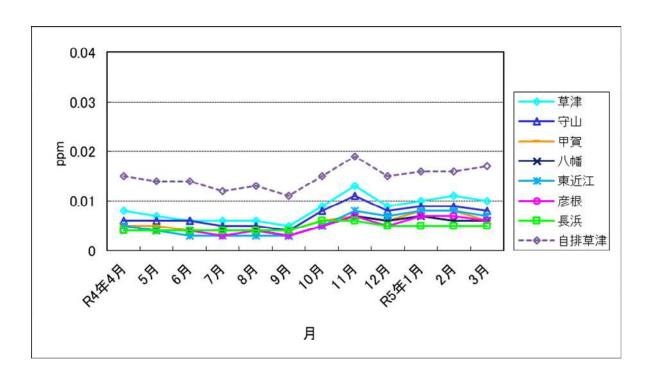
6) 二酸化窒素(NO₂)の日平均値の年間98%値の経年変化(過去10年)



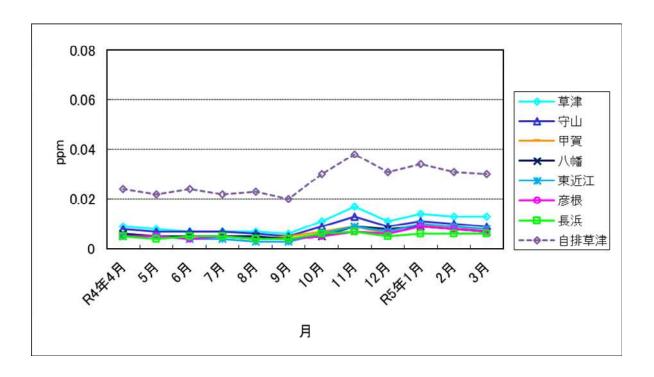
7) 一酸化窒素(NO)の月平均値(経月変化)



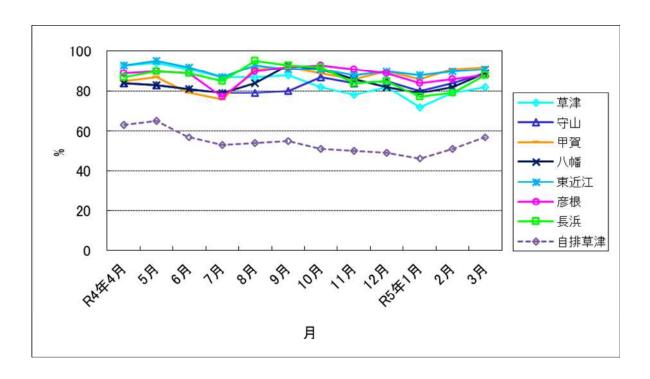
8) 二酸化窒素(NO₂)の月平均値(経月変化)



9) 窒素酸化物(N0+N0₂)の月平均値(経月変化)



1 O) NO₂ / (NO+NO₂) 比の月平均値(経月変化)



(5)一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼によって発生するもので、自動車が主な発生源(移動発生源)である。このため一酸化炭素による大気汚染は、交通量の多い交差点や道路沿いで特に著しく現れる。

令和4年度は、自動車排出ガス測定局1局で一酸化炭素を測定した。全1局が有効測定局であり、次表のとおり環境基準を達成した。

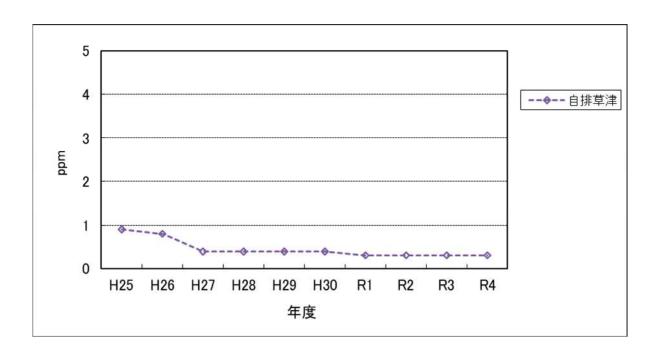
最近10年間の経年変化をみると、ここ数年は横ばい傾向にある。

1) 一酸化炭素(CO)の年間値

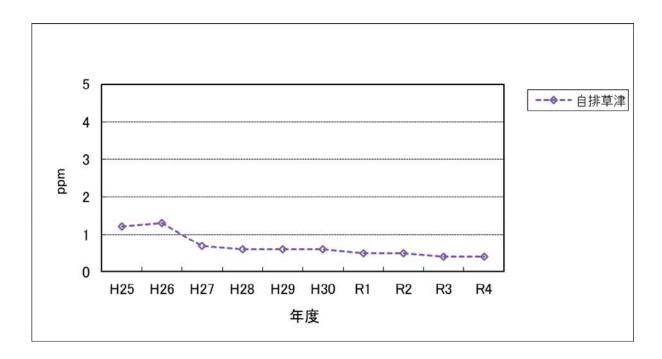
(令和4年度)

測定局	有効 測定 日数	測定時間	年平均値	20 p 超え <i>1</i>	間値が pmを c回数 と 割合	10 p 超えが	匀値が pmを た日数 と 割合	1時間値が となったこと とその	がおる口粉	1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 10 ppmを超えた 日 が2日以上連続 したことの有無	環境基準値の 長期的評価に よる日平均値が 10 ppmを超えた 日数
	日	時間	ppm	回	%	日	%	日	%	ppm	ppm	有×無〇	日
自排草潭	₫ 363	8682	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.0	0.4	0	0

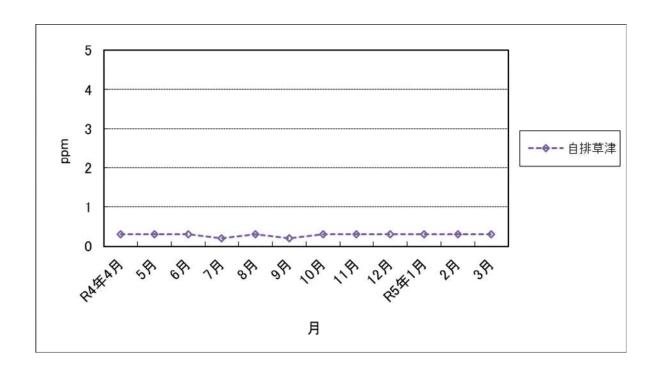
2) 一酸化炭素(00)の年平均値の経年変化(過去10年)



3) 一酸化炭素(CO)の日平均値の2%除外値の経年変化(過去10年)



4) 一酸化炭素(CO)の月平均値(経月変化)



(6) 炭化水素 (メタンおよび非メタン炭化水素)

炭化水素は、光化学オキシダント生成に大きな影響を持つ物質として、従来から注目されているが、非メタン炭化水素としての環境基準は、いまだ設定されていない。しかし、中央公害対策審議会の昭和51年8月31日付の答申では、光化学オキシダントの日最高1時間値0.06 ppm に対応する値として、午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値0.20 ppm Cから0.31 ppm C (炭素原子数を基準として表したppm 値)が指針値として示されている。

令和4年度は、一般環境大気測定局4局と自動車排出ガス測定局1局で炭化水素を測定した。非メタン炭化水素については、うち3局において指針値を超えており、最近10年間の経年変化をみると、ここ数年は横ばい傾向にある。

1) 非メタン炭化水素(NMHC)の年間値

(令和4年度)

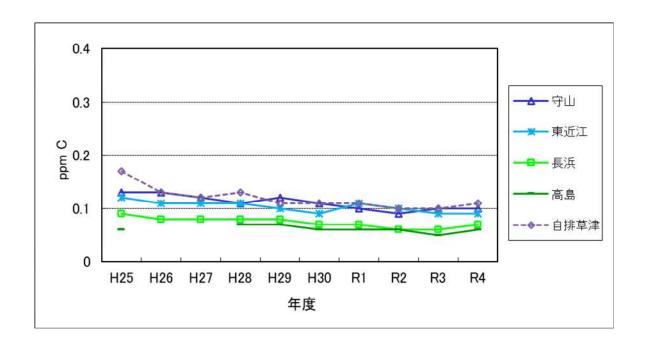
測定局	測定時間	年平均 値	6~9時に おける 年平均値	6~9時 の測定 日数	6~ 3時間 ³		6~9時3時間平均値が 0.20 ppm Cを超えた 日数とその割合		6~9時3時「 0.31 ppm (日数とそ	Cを超えた
			十十 均但	口奴	最高値	最低値			ロ数とで	の割っ
	時間	ppm C	ppm C	日	ppm C	ppm C	日	%	日	%
守山	8,620	0.10	0.13	363	0.49	0.01	77	21.2	8	2.2
東近江	8,609	0.09	0.10	364	0.33	0.01	17	4.7	1	0.3
長浜	8,632	0.07	0.08	364	0.26	0.02	3	0.8	0	0.0
高島	8,580	0.06	0.06	364	0.30	0.02	2	0.5	0	0.0
自排草津	8,616	0.11	0.14	364	0.60	0.01	73	20.1	31	8.5

2) メタン(CH₄)および全炭化水素(T-HC)の年間値

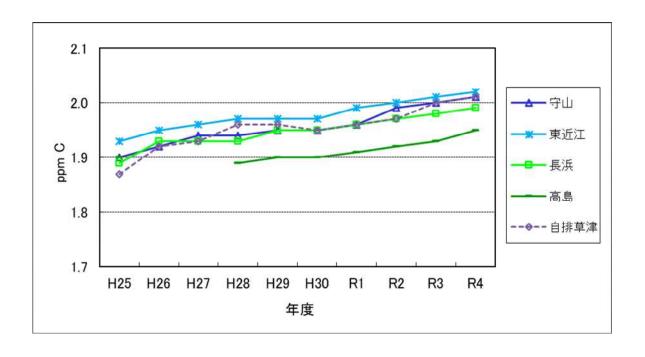
(令和4年度)

			メタン(Ch	H ₄)	メタン(CH₄)							
測定局	測定 時間	年平均値	6~9時に おける	6~9時 の測定	6~9時 平均		測定 時間	年平均値	6~9時に おける	6~9時 の測定	6~9時 平均	3時間 匀値
	바랍[#]		年平均値	日数	最高 値	最低 値	바퀴		年平均値	日数	最高 値	最低 値
	時間	ppm C	ppm C	日	ppm C	ppm C	時間	ppm C	ppm C	日	ppm C	ppm C
守山	8,620	2.01	2.03	363	2.30	1.88	8,620	2.11	2.16	363	2.66	1.90
東近江	8,609	2.02	2.04	364	2.25	1.87	8,609	2.11	2.15	364	2.46	1.91
長浜	8,632	1.99	2.00	364	2.23	1.86	8,632	2.06	2.08	364	2.34	1.89
高島	8,580	1.95	1.95	364	2.10	1.81	8,580	2.00	2.02	364	2.26	1.85
自排草津	8,616	2.01	2.03	364	2.27	1.88	8,616	2.11	2.17	364	2.71	1.92

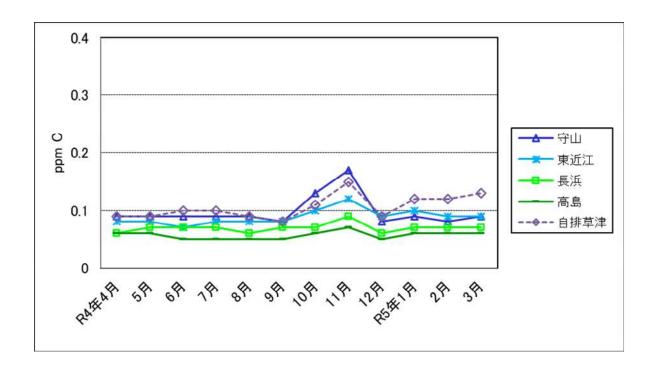
3) 非メタン炭化水素 (NMHC) の年平均値の経年変化 (過去 10 年)



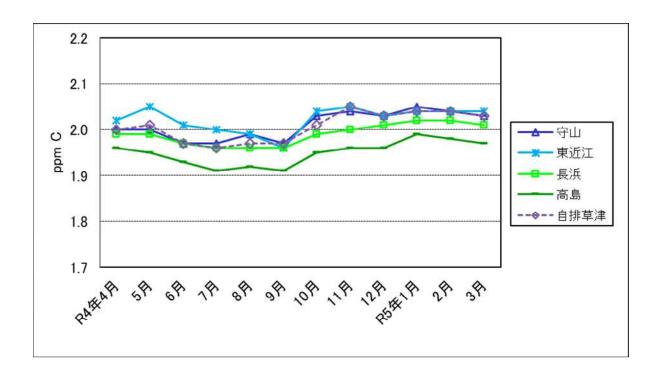
4) メタン(CH4)の年平均値の経年変化(過去10年)



5) 非メタン炭化水素(NMHC)の月平均値(経月変化)



6) メタン(CH4)の月平均値(経月変化)



(7) 微小粒子状物質

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $2.5 \mu m$ の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。浮遊粒子状物質の中でも粒径 $2.5 \mu m$ 以下の微小粒子状物質は、呼吸器系の奥深くまで入りやすいこと、粒子表面に様々な有害成分が吸収・吸着されていること等から、近年、健康影響が懸念されている。

令和4年度は、一般環境大気測定局8局と自動車排出ガス測定局1局で微小粒子状物質を 測定した。全9局が有効測定局であり、次表のとおり全局で環境基準を達成した。

最近10年間の経年変化をみると、減少傾向にある。

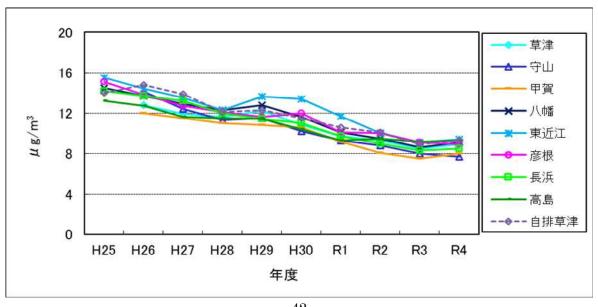
1) 微小粒子状物質(PM2.5)の年間値

(令和4年度)

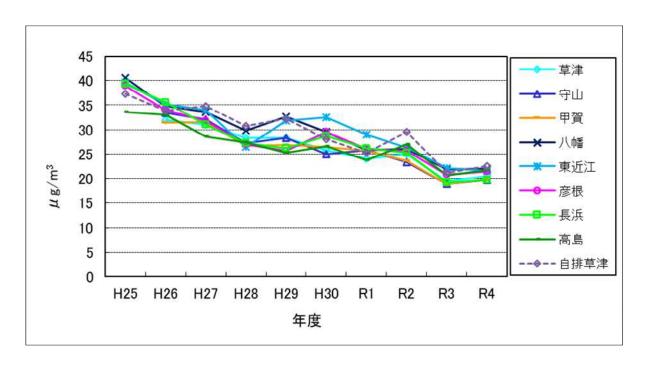
測定局	有効測 定 日数	年平均値	日平均値 の最高値	日平均 35 µ g 超えた とその	:日数	日平均値の 年間98パーセ ンタイル値
	日	$\mu \text{g/m}^3$	μ g/m 3	日	%	μ g/m 3
草津	363	8.9	29.9	0	0.0	20.5
守山	363	7.7	25.8	0	0.0	19.8
甲賀	361	8.0	25.5	0	0.0	19.9
八幡	364	9.1	29.9	0	0.0	22.0
東近江	363	9.4	28.0	0	0.0	21.6
彦根	363	8.9	26.2	0	0.0	21.5
長浜	361	8.5	23.3	0	0.0	19.8
高島	363	9.3	37.8	1 0.3		21.8
自排草津	332	9.3	33.5	0	0.0	22.5

注)「日平均値の年間 98 パーセンタイル値」とは、1年間の日平均値のうち、低いほうから 98%に相当する値である。

2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の経年変化(過去 10 年)



3) 微小粒子状物質 (PM2.5)の日平均値の年間 98%値の経年変化(過去 10年)



4) 微小粒子状物質 (PM2.5)の月平均値 (経月変化)

